# 官民競争入札等監理委員会第304回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

# 第304回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時:令和5年12月12日(火)10:01~11:11

場 所:永田町合同庁舎1階・第1共用会議室

- 1. 開 会
- 2. 実施要項(案)について
  - ○デジタル庁/人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理支援業務 ○国土交通省/空港消防等請負業務
- 3. 報告について
  - ○総務省/総合無線局監理システム運用技術支援等の請負
  - ○農林水産省/政府所有米穀の販売等業務
- 4. 公共サービス改革報告書の取りまとめについて
- 5. 令和5年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況【非公開】
- 6. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集結果について【非公開】
- 7. 閉 会

### <出席者>

# (委 員)

浅羽委員長、古笛委員長代理、石田委員、小尾委員、関野委員、辻委員、 中川委員、野口委員、古尾谷委員、前田委員

### (事務局)

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○浅羽委員長 皆様、定刻が参りましたので、第304回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2から6について御議論いただきます。このうち議題5及び6につきましては、御審議いただく内容が総務省における検討段階のものであること、また、そうした段階にあるものですので、率直かつ自由に御意見を交換していただく観点から、官民競争入札等監理委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、議事次第2の実施要項(案)について、御審議をいただきたいと思います。 実施要項(案)につきましては、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議 を行いました。小委員会Bの2件、デジタル庁/人事・給与関係業務情報システムに係る プロジェクト管理支援業務、国土交通省/空港消防等請負業務につきまして、主査の関野 委員より御説明をいただきたいと思います。関野委員、どうぞよろしくお願いいたします。 ○関野委員 それでは、デジタル庁の人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェク ト管理支援業務について、小委員会において審議いたしましたので、御報告いたします。 まず、資料1-1を御覧ください。

事業の概要でございますが、人事・給与システムは、公務員の人事管理、給与管理、共済管理、職員からの届出・申請処理等の諸機能を一体化した政府共通の標準的なシステムとして、平成22年度から人事院により構築・運用されておりまして、令和3年9月にデジタル庁に移管されたものでございます。

本案件の主な業務は、下に3つございます。

まず、1番目、デジタル庁の人事・給与システム担当内で生じたシステムの諸課題の検討や課題解決に向けたプロジェクト管理。2番目が、その担当に対する技術的な助言の提供や、システムを利用する府省の運用支援。3番目が、関係ベンダー間の調整や技術的支援でございますが、分かりやすくするために、資料A-1の3枚目にポンチ絵がございますので、御覧ください。

横長の資料でございますが、このポンチ絵の中で、業務の概要につきましては、今申し上げました①から③番でございまして、まず、①番につきましては、業務イメージの真ん中にありますデジタル庁人事・給与システム担当、4つのユニットの相談を受けたり、支援を受けるというものでございます。

2つ目が、右側のほうでございますが、システム利用府省等と書いてございまして、システムを利用する他の府省等の運用支援を行ってくださいというものが2番目。

3番目が、関係ベンダー間の調整で、絵で行きますと、左側の③でございますが、関係 事業者が多くおりますので、この調整を行ってくださいということでございますが、この 3番目につきましてはよく分からないと思いますので、実施要項(案)の27/71を御覧ください。

要項の27ページの2-2というところで、調達案件の一覧がございます。1番から7

番までございまして、まず1番目がアプリの保守です。これは既に調達済みです。運用・保守につきましても調達済みです。ヘルプデスクにつきましても調達済みですが、4番目、プロジェクト管理支援業務、今申し上げたいろいろな方々の支援をするというのが今回の案件でございます。

さらに、今後、アプリの改修や、6番目、第4次システム更改に向けた調査・研究、第7番目として届出申請機能改善に向けたデザイン、設計・構築等業務というのが控えていて、これらいろいろな関係者がございますので、これらの調整を行ってくださいということが、本業務の3つ目の仕事になります。これが全体像になります。

では資料1-1に戻っていただきまして、事業期間につきましては令和6年からの5年間ということになります。

選定の経緯は、一者応札が続いているということで、市場化テスト1期目になります。 市場化テストの実施に際して行った取組、結構ありますが、まずは1番目、情報セキュリティにつきまして、「情報セキュリティ責任者」の役務を記載しました。契約期間を3年から5年に延長しました。競争参加資格を緩和しました。入札説明会につきましては、WEB説明会を同時開催することとしました。評価項目につきましては、評価基準、裏面に行きますが、配点を明確化いたしました。

あと、従来の実施状況についても開示を行いましたし、評価の項目として「トライくる みん認定」を追加しました。さらに、声掛けということでコンサルティング事業者に対し て、声掛けを行う予定になっております。

実施要項(案)の審議につきましては、2回の審議を行いました。まずは名称でございますが、「プロジェクト」や「プロジェクト管理支援事業者」という意味が不明ではないか、この事業内容を表していないのではないかというようなことがございましたが、ここに記載のとおり、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」にプロジェクトの定義はされているため、名称は変えないことになりましたが、デジタル庁と受託者との役割分担が不明確ではないかということで、以下、(2)番、(3)番も同じなのですが、明確になるように記載を修正していただいております。

特に(2)番です。デジタル庁と受託者の業務関係の明確化をするために、本業務の目的や業務を具体的に記載するように修正していただいております。一言で言いますと、責任はデジタル庁にあって、受託者は、その支援の業務を行うと記載していただいたということと、利用府省等との調整とか折衝をしなければならないかに思えるような記載があったのを削除していただいたということになります。

さらに、今後の話として、人事・給与システムに関する中・長期的な諸課題への対応ということは記載があったのですが、この対応というものにつきましては、中・長期的な諸課題を提案させるのではなくて、解決の方向性とか検討スケジュール案を提案していただくということが分かるように、具体的な記載をしていただきました。

(4)番目は、引継ぎ費用に係る負担について記載をしていただきました。

(5)番目、入札参加資格につきまして、「複数の組織間で利用されるシステム利用者が 5万人以上」の受注実績があることと記載されておりましたが、これにつきましても削除 していただきました。

それから、5年という業務期間でございますので、途中に変更があった場合の対応方に つきまして、その都度、金額を含めて変更契約や契約の解除を可能とすることを実施要項 (案)にも明示していただきました。

それから、パブコメにつきましては、10月から11月にかけて、意見招請を行いまして、5つの事業者から19件の意見が寄せられまして、うち11件について修正等の対応をしております。

まず、受託者が行う業務の中に「利用者用マニュアル」の変更がありましたが、これに つきましては届出申請機能マニュアルの改定も含まれるということが分かるように記載し ました。

それから、先ほど申し上げました今後の第4次システム更改に係るものにつきましては、 内容が令和6年4月から行われます調査・研究において整理・決定されることになったの で、現事業者が現時点で想定される工数を追記していただきました。 7ページ、30ペー ジには、30人月相当と記載されているということです。

それから、言葉の中で「計画・設計管理責任者」というものを削除しまして、「アプリケーション改修等責任者」と変えております。

さらに、引継ぎにつきましても、次の受託者への引継ぎについて、本調達の受託者、または次の受託者が容易に区別できるように、具体的に記載しております。

それから、共同入札につきましては、共同入札を構成するいずれかの事業者が要件を満たせばよいということで、「いずれか」という言葉を入れております。

それから、追加資料、閲覧資料を一部追加しているということになります。

あと、その他の修正としましては、業務名称とか調達方法が変更となった、または補正 予算が措置されたため、6番目、7番目の調達案件名及び調達方式を変更しています。

雑駁でございますが、説明は以上です。

- ○浅羽委員長 関野委員、申し訳ございません。続けて、国土交通省の空港消防等請負業 務についての説明をお願いいたします。
- ○関野委員 分かりました。

それでは、資料2-1を御覧ください。国土交通省における空港消防等業務につきまして、入札小委員会で審議いたしましたので、報告いたします。

まず、事業の概要でございますが、「国際的な基準に基づく空港消防体制の確保のため、 空港における火災及びその周辺における航空機に関する火災並びにそれらのおそれがある 事態にあたっての人命救助を目的とする消防業務、救急医療業務を委託するもの」でございます。

実施施設は、羽田の東京国際空港と新潟空港になりますが、そのほかの空港はどうなっ

ているのかということについて小委員会の中で質問があったのですが、例えば成田とか関空は株式会社でございますので、株式会社のグループ会社、子会社が委託をしております。 その他の空港につきましては、保安協会がやっていることが多いのですが、そのほかにつきましては警備会社やターミナルビル会社、あとは空港消防署等が行っておりますし、一部の空港につきましては自衛隊等が供用をしているということになっております。

事業期間でございますが、令和6年7月1日から10年の3年9か月間でございます。 なお、令和6年7月から令和7年3月までは準備期間ということになっております。

事業の目的は、「消防業務」と「救急医療業務」ということでございます。

選定の経緯につきましては、一般財団法人航空保安協会による一者応札が続いていたということで、自主選定されたということになります。

裏面に参りまして、競争性を改善するために実施した取組ということでございます。第 2期の入札時に実施しましたアンケートにおきまして、「契約期間内に職員を育成できる 仕様内容に変更できないか」という意見がございましたが、第2期のときは十分な対応を 取れなかったので、第3期において改善を実施したということでございます。

従来どおりであれば、令和7年4月から履行できるように調達準備を進めるところでございますが、職員の育成期間を契約期間内に確保するということにしました。見直しの期間は、研修期間及びEATC認定証の取得期間(6か月)及び引継ぎ準備(3か月)を見込んで、9か月間確保することになりました。ということで、令和6年7月1日を契約開始日といたしました。

なお、職員の育成期間、準備期間の設定につきましては、10月12日に開催されました前回の官民競争入札等監理委員会で報告をして、了承されているということでございます。これはゼロ国債ということで説明されました。

それから、受注後に行う研修の内容及び研修費用につきましては、実施要項(案)の7 /67ページを御覧ください。これは、小委員会でも議論になりましたし、本委員会でも 議論になりましたが、訓練と訓練の費用等でございます。訓練場所は、空港保安防災教育 訓練センター、長崎県でございます。訓練項目につきましては、このような記載がござい まして、受講料につきましては、「無償」(訓練に係る移動交通費、宿泊費等の経費は民間 事業者の負担とする)ということで、明記していただいたということになります。

また、戻っていただきまして、第2期につきましては一者応札となりました。 その他の修正は、語句の修正等、一部しております。

さらに、実施要項(案)の審議も行いました。これは、競争性に向けた過去の取組について指摘はなかったんですけども、12ページ、記載事項につきまして、使用する車につきまして、電気自動車とかハイブリッドでもよいのではないかということで、記載の修正を行っております。

最後に、パブリックコメントの対応でございますが、10月12日から31日まで行いまして、2者から2件の意見が寄せられ、1か所の修正を行っております。修正事項は、

要員の確保が難しくなるおそれがあるということで、令和8年、9年の貸与する化学消防 車の台数を1台減らしているということになっております。

以上、御説明でございました。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま関野主査より御説明いただきました2つの案件につきまして、御意 見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

初めのデジタル庁の件でございます。本件は、国家公務員の人事・給与に関する協議を するということで、影響範囲が非常に広いのかなと思われましたので、ちょっと細かいの ですけれども、幾つか質問させてくださいませ。

資料の1-2でございます。1-2の17/71でございまして、一番下の知的財産権の帰属という部分でございます。これの一番下の行、「(2) デジタル庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができる」という部分がございます。

この条文によると、もし成果物について、第三者に権利が帰属する場合には自由に改変、 複製等できないこととなりますけれども、この点は大丈夫なのかどうか、ちょっと懸念に 思っております。

デジタル庁がどんな場合にでも改変とか複製できるというふうにするのが理想かもしれませんけれども、もちろん、その場合には第三者に権利が帰属しないように、全てをゼロからつくる必要が出てきたりして、受託可能な事業者さんが限られて競争性が下がったり、コストが上がったり、そういうことが考えられます。その辺りの調和点として今の条文の案ができたのではないのかなとも推測するんですけれども、その辺りはいかがでございましょうか。

○事務局 事務局でございます。

申し訳ございません。この点に関してはデジタル庁に確認しておりませんでしたので、 確認させていただきまして、後ほど御報告させていただくという形でもよろしいでしょう か。

- ○辻委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○事務局 恐れ入ります。
- ○辻委員 2点目、よろしいでしょうか、すみません。同じく18/71の上から2行目 のただし書でございます。

こちらは、先ほどのデジタル庁が自由に複製等ができるという部分の例外が記載されておりまして、このただし書の1つ目です。1つ目の例外は、成果物に第三者の権利が帰属するときでございます。ちょっと細かいのですけれども、表現ぶりでございますが、先ほどの1ページ前の17/71の一番下を拝見すると、「第三者に権利が帰属する」という書

きぶりでございます。

ところが、18ページの今のお示ししましたところを見ますと、助詞が微妙に異なってございまして、「成果物に第三者の権利が帰属する」と書いています。こちら、1ページ前の「成果物について、第三者に権利が帰属するときを示している」という解釈でよろしいでしょうか。もしそうなんであれば、助詞が異なることで、将来、意味・内容について争いが生じる可能性があるため、修正の御検討はいかがでしょうかという趣旨なのですけども、その点いかがでございましょうか。

○事務局 事務局でございます。

すみません、この点に関しましても、先ほどの点と併せまして後ほど御報告させていた だきたいと思います。

- ○辻委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○事務局 恐れ入ります。
- ○辻委員 ありがとうございます。

もう一つ目でございます。18/71の上から2行目、ただし書きの2個目の例外でございます。2個目の例外としては、「複製等によりデジタル庁の業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したとき」というものでございます。申し訳ございません。この部分、私の読み込みがまだ足りなくて明確な理解ができておらず、恐縮でございますが、この文、どのような御趣旨でございましょうか。

特に、ここにございます「契約締結時までに通知した」という部分は、受託者さんがデ ジタル庁に通知する、そういう御趣旨でございましょうか。

○事務局 事務局でございます。

恐らくは、そのとおりかと思いますが、念のためデジタル庁に確認させていただきまして、御報告させていただきます。

- ○辻委員 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。以上でございます。
- ○浅羽委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により、付議されました実施要項 (案)のうち、デジタル庁/人事・給与関係業務情報システムに係るプロジェクト管理業務につきましては、先ほど辻委員より御指摘のあった著作権部分について調整事項がございますので、デジタル庁に御確認いただいた上で、ただ、それ以外の部分につきましては監理委員会として異存はないということにさせていただき、また、国土交通省/空港消防等請負業務につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思います。

先ほどのデジタル庁の案件の著作権部分の確認の進め方等、今後の取扱いにつきまして は私に一任いただきたいと思いますが、結論及び今後の取扱い一任につきまして、委員の 皆様方、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

### (「異議なし」の声あり)

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

続きまして、議事次第3の「報告」につきまして、御審議をいただきたいと思います。 小委員会Bの案件、総務省/総合無線局監理システム運用技術支援等の請負、農林水産 省/政府所有米穀の販売等業務につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

○平井企画官 企画官の平井でございます。

まず、総合無線局の監理システム運用技術支援等の請負に係るシステム刷新の方向性及 び市場化テストの対象事業の開始時期について、御報告を差し上げます。資料3の1ページ目を御覧ください。

本事業につきましては、平成30年から市場化テストが開始され、平成30年からの第1期、それから、令和2年からの第2期と市場化テストを行いまして、現在走っております令和4年からの事業につきましては、市場化テストの対象外となっております。令和4年からの事業が対象外になった理由については、後ほど経緯のところで御説明したいと思います。

事業の内容でございますが、無線局の急増に伴いまして、増大する無線監理事務の対応 等を背景として構築されました総合無線局監理システム、略称PARTNERと言います、 これの運用管理、監視、運用サポート業務等を行うものでございます。

資料3の1ページの真ん中より下に、2.経緯について、第2期の評価時の審議が令和4年3月の監理委員会で行われたところでございますが、その際に本業務につきましては、令和6年12月にベンダーロックインの排除等を主目的としたシステム刷新が計画されていることから、令和4年度からの事業については、一旦市場化テストから外すこととして、次の2点が決められました。

1点目は、システム刷新の効果が期待できる刷新後のシステムが稼働する6年度以降の 契約において、引き続き市場化テストを再開すること、2点目は次期市場化テストまでの 間の令和5年度、つまり本年度をめどにシステム刷新の方向性につきまして、監理委員会 に報告をすることとされました。

本日は、これを受けての御報告ということになります。そのシステム刷新の方向性でございますが、まず、当初の計画におきましては、システム全体を一括で移行する方針の下、令和3年度に予備調査を実施いたしまして、後続工程の準備をすることとしていましたが、当該調査の結果について、総務省のデジタル統括アドバイザー等有識者の評価を受けたところ、システムの規模の大きさに比して、システムの刷新に充てられる期間に余裕がないとの指摘がございました。

これを踏まえまして、次期システムの移行を確実に完遂するために、システム刷新は、システム全体を国民向けシステム、「先行稼働領域」と申します、それから職員向けシステ

ム、「後続稼働領域」と申します、この2つに二分して段階的に実施する方針とし、それを もってデジタル統括アドバイザーの了承を受けたところでございます。

資料3の2ページ目に移っていただきまして、表がございますが、これがシステム刷新のスケジュールでございます。一番上の行に現行システム、この現行システムにつきましては、令和8年12月で稼働を終了する予定としております。二番目の行が刷新後のシステムの線表でございます。

三番目の行に、上のシステムの状況を受けまして、今後の調達予定について書かれております。これについては、表のすぐ下の②の今後の調達予定のところで説明しておりますが、先行稼働領域が稼働する令和7年1月から、後続稼働領域が稼働する令和8年度の末までの間、先行稼働領域の運用を行う事業者、この図で申しますと、図中の黄色のiが該当します。この先行稼働領域運用者をまず調達する。その後、後続稼働領域が稼働する令和8年度、令和9年1月めど、から先行稼働領域及び後続稼働領域を統合して次期システム全体を運用するもの、図中黄色のiiが該当します。この緑色の矢印の統合運用者を調達する予定としています。

資料3の2ページの下、次回の市場化テストの対象とする事業の開始時期、再開時期でございますが、これにつきましては本業務に係る次回の市場化テストは、統合運用者、図中の黄色のiiの調達を対象とし、調達に向けた検討が本格化する令和8年1月以降に実施することとしたいということでございます。

理由といたしましては2つございまして、まず1つ目の理由として、先行稼働領域運用者、図中の黄色のiは、稼働したばかりの次期システムの一部、次期の国民向けのみを対象とするものでありまして、システム刷新の過渡期において一時的に必要となる作業を含む調達となりますことから、システムの刷新の効果が現れる市場化テストの対象とする調達としては、必ずしもふさわしいとは言えない。次期システムの刷新の効果が期待できる調達は、統合運用者、図の黄色のii、緑色の矢印、これからであるということ。

2つ目の理由として、統合運用者が行う運用業務に係る要件は、次期システムの設計までの工程が完了した時点、令和7年9月めど、で確定すること。これら2つの理由から、先ほど申しましたように、図中の黄色の ii 、緑色の矢印の調達から再開をいたしたいということでございます。

資料3の3ページ目に移っていただきますと、運用要件の競争性向上に係る検討状況が 書かれてございます。

まず1つ目として、システム刷新の主目的として、ベンダーロックインの排除を掲げております。現行システムの運用におきましては、システムの構築と導入する特定の機器及びソフトウェア製品に紐づいていることから、構築に関わったもの以外には極めて実施が困難であるため、市場化テストに係る取組等を通じて、競争性の向上に取り組んできました。

このような課題を解決するために、次期システムでは、システムをデジタル庁が運用す

るガバメントクラウド上に構築することで物理的な機器保有を不要とするほか、システムが特定の製品のみの機能に依拠することのないように、広く一般に用いられ、運用に係る知見が市場に蓄積しているオープンソースソフトウェアを最大限活用することにより、構築に携わった者以外でも運用が可能となるよう設計を進めている。そういうところに焦点を当てて、設計を進めているということでございました。

これらに加えまして、これまで官民競争入札等監理委員会で得られた競争性確保のための取組、例えば十分な引継ぎ期間の確保、必要資料の整備、簡易な業務の職員への移管などについても、次期システムの設計段階から念頭に置いて構築を進めておりまして、継続して適用することとしているところでございます。

これらによりまして、次期システムの稼働以降での本業務の調達においては、実施官庁 としては競争性がより向上するように努めることとしております。

参考として、現段階の今後のスケジュール、今後変わり得るということでございますが、 委員会の審議に資するために参考として予定を記しております。

小委員会Bでの指摘と対応でございますが、本件につきましては、11月24日開催の小委員会Bに御報告したところ、次期システムについて、国民システムと職員システムの保守・メンテを一本化するかどうかについては慎重に検討した上で進めることになりましたが、市場化テスト再開のタイミングにつきましては、原案のとおり、図中の表の ii 、統合運用者の調達を対象とすることとし、調達に向けた検討が本格する令和8年1月以降に再開することになりました。

本件につきましては以上でございます。

続きまして、資料の4でございます。政府所有米穀の販売等業務委託契約の事業譲渡についてということでございます。これについての報告でございます。

最初にお断りでございますが、本件は、議事次第上は契約の変更と整理しておりますけれども、実際の手続につきましては資料4のタイトルにございますように、事業譲渡を予定しているものでございます。

前置きになりますが、経緯でございます。この政府所有米穀の販売業務は、平成22年 度に決定されました基本方針で、市場化テストの対象となりました。令和2年度と令和3 年度に、本事業の経過は順調であるとの評価をいただきまして、令和3年度に入札を実施 した事業をもって、既に終了プロセスに移行したものでございます。

具体的な業務内容といたしましては、政府が法令、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律というものですが、この法律に基づいて買い入れた米穀について販売、保管、品質管理、運送等の業務を包括的に委託するものでございまして、市場化テストの対象事業の契約期間は6年間となっておりますが、毎年、政府が買い入れる米穀について、その年ごとに販売等を委託する形態を取っており、市場化テストの枠組みで入札を実施した令和3年度開始事業分までは、公共サービス改革法に基づく取扱いをする必要がございます。

今回は、事業譲渡ということで、事実上、業務の実施主体が変わりますので、委員の先

生方に御報告を申し上げるものでございます。

前置きが長くなりましたけれども、ここから本題でございまして、今回の事業譲渡についてでございますが、まず資料の1.の経緯の2つ目の丸を御覧いただきたいのですが、今般、契約の相手方の一つであるところの丸紅株式会社から、同社100%出資子会社である丸紅食料株式会社に、本事業を譲渡したいとの申出があったとのことでございます。これを受けまして、農林水産省として2.の対応方針にございますように、契約書に基づいて可否を判断いたしましたところ、これを承諾する意向であるとのことでございます。

農林水産省が挙げた判断根拠といたしましては、3つございまして、1つ目は、業務実施体制や信用力などの入札参加要件を満たしていること。2つ目として、丸紅と丸紅食料の間で事業譲渡に関する合意書が交わされ、再委託先の業務実施者、保管業者であるとか、運送業者などについては、現行と同じ体制が引き継がれることにより、同様の契約条件で事業が承継されることが保証されていること。3つ目といたしまして、丸紅の担当者が丸紅食料においても引き続き同業務に従事する予定であること。この3つをもちまして承諾という判断をしたということでございます。

なお、今回は丸紅の事業譲渡ということでございますが、令和2年9月にも、住友商事から類似した形で申出があり、委員の方々に報告をした上で、同社100%出資子会社である住商フーズに事業譲渡した経緯がございます。先例の御紹介ということで付け加えさせていただきます。

小委員会Bでの指摘と対応でございますが、本件につきましては11月24日に開催されました入札小委員会Bに御報告をいたしましたところ、特段の御異論、コメント等はございませんでした。

説明については以上でございます。ありがとうございました。

○浅羽委員長 御説明どうもありがとうございました。

御意見、御質問のある委員につきましては、本件2件につきまして御意見等賜ればと思います。適宜、御発言等をお願いいたします。

古尾谷委員、よろしくお願いいたします。

○古尾谷委員 事務局に御確認させていただきたいのですけれども、総合無線局の監理システムの関係なんですけれども、2ページ目のところのスケジュールを見ますと、恐らく令和2年に法律に基づく公共サービス改革基本方針に基づいて閣議決定がなされて、市場化テストをやることに決まって、この段階ですと令和4年度、5年度から対象外として、さらに令和8年度、また対象とするという経緯なんですけれども、ある意味で閣議決定という重要な要素が入っているので、閣議決定されて、それから市場化テストが終わるというのは、市場化テストをここで終わるという報告があって対象外となったのか、それとも令和2年の閣議決定は今も生きていて、あるいは令和8年の新たな対象とするときは改めて閣議決定をするのか、市場化テストに供するということについて、その辺りを確認のためにちょっと教えていただきたいんですけども。

○事務局 事務局から回答いたします。

今御指摘いただいた件なのですが、今年閣議決定された最新の基本方針におきましては、 本案件は、民間競争入札の実施の内容の詳細については、監理委員会と連携して検討する という記載で、閣議決定されているところです。

また、来年度以降の基本方針につきましては、今回の委員会で御報告した内容について、 本日御了承いただけましたら、御報告した内容に沿うように基本方針も令和8年度から開始するという形に書き換えることになるかと思います。

ですので、現行の基本方針と今回の報告の内容で、齟齬が生じているという状況ではないことを報告させていただきます。

以上です。

○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。辻委員、お願いいたします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

先ほどの政府所有米穀に関する資料4でございます。資料4の2.の対応方針の2個目の丸の②でございます。こちら拝見すると、丸紅と丸紅食料の間で事業譲渡に関する合意書が交わされ、再委託先の業務実施者について、「現行と同じ体制が引き継がれる」という表現がしてございます。

念のためのお伺いでございますけれども、これは丸紅さんと現行の受託業者との間の契約がそのまま、今度は丸紅食料と受託業者様との間に契約が引き継がれているという趣旨でございましょうか。

○事務局 辻先生、御質問いただきまして、ありがとうございます。事務局のほうから回答させていただきます。

この資料の2.の2つ目の丸の②番のところにつきましては、御理解のとおりでございまして、農林水産省と丸紅との間で交わされている契約書は、そのまま、丸紅と丸紅食料の間で別途、合意書を取り交わした形で、要は契約についてはそのままで、合意書をもって事業を譲渡されるというふうに伺っております。

すみません、御質問にお答えできているでしょうか。

○辻委員 念のためというか、再委託先との契約相手は今、恐らく丸紅さんだと推測するんですけれども、再委託先との契約は丸紅食料に引き継がれるのか。つまり、恐らく当事者の変更なんでしょうか、丸紅があったトップに丸紅食料さんが入るという感じなんでしょうか。

○事務局 すみません、再委託の取扱いまでは確認できておりませんので、別途、農林水 産省のほうに確認させていただいた上で、正確なところを御報告させていただきたいと思 います。

- ○辻委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○浅羽委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上2件の報告につきましては、監理委員会として異存はないということにいたしますが、農林水産省、政府所有米穀の販売等業務に関しまして、辻委員から発せられました御疑問の点について確認していただき、もしも、それが契約に大きく影響されるといったようなことがございましたら、また改めて御報告させていただきますが、恐らく御懸念の点を確認するということで、事業譲渡そのものは特段問題がないと拝察いたしますので、そのように取扱いさせていただければと思います。取扱いにつきましては、大変申し訳ございませんが、委員長に一任していただけないでしょうか。

以上、お諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅羽委員長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局におかれましても、そのように手続をお願いいたします。

続きまして、議事次第4の「公共サービス改革報告書の取りまとめについて」、事務局より説明をお願いいたします。

○大上参事官 参事官の大上でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料E、1枚紙があると思います。こちらですけれども、いわゆる3年報告と呼んでいるものでございます。今の委員の任期では令和3年7月から令和6年7月までの3年間の委員会の活動の総括、記録という位置づけで作成したいと考えております。従前の3年報告に従いまして、簡潔にまとめることを想定しております。

昨年度のものと比較しまして、変更点を中心に、目次、簡単に骨子(案)ということで、 お作りしたのがお手元にあるものでございます。

変更点の案といたしましては、第1章の、5の下に丸で「実施要項審議の取組」と書いてございます。こちらですけれども、今まで対象事業の選定についての取組と事業評価についての取組は記載がございましたが、委員会では実施要項の御審議にも力を入れていただいておりますので、こちらにつきましても項目を立ててはいかがかなと考えているところです。

次に、順番前後しますけれども、その上の5番、業務フロー・コストの分析、ペンディングと書かせていただいておりますが、こちらは令和3年以降、業務フロー・コストの関係の取組、実際には行えておりませんので、こちらは削除することを想定しているということで、ペンディングのマークをつけさせていただいております。

次の2ページ目を御覧いただきまして、第2章、地方公共団体の関係、地域における公共サービス改革というところで、2つ丸を追加しております。こちらですが、従前の窓口業務ですとか公金、債権回収の取組に加えまして、企画小委員会で取り組んでいる項目を追加してはどうかということで、2つ項目を立てさせていただいております。

第2部に参りまして、第3節、研究会の活動ということで従来立てておりましたが、令和3年以降は行っておりませんので、こちらは削除させていただきたいと考えております。 第3部、こちら、3年間の監理委員会の活動を振り返ってということで、2回前の3年 報告から、新たな取組として、委員の方々に、この3年間の活動内容を振り返っていただいて、1枚程度でコメント、または委員会に対する御意見をいただいているところです。 引き続き今回もいただければと事務局では考えております。

また、この3年報告、記録という意味合いもかなり強うございまして、参考資料がついてございます。こちらの参考資料につきましても、従前のものを参考にしながら必要な情報を精査させていただいて、作成したいと考えております。

本件について説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見等ございます委員は御発言を お願いいたします。よろしいでしょうか。

ちなみに3年間の監理委員会の活動を振り返っての文章は、いろいろな方がいろいろな ことをお書きになられていて、私も結構これまで勉強になっているところです。ぜひ、そ れぞれのお立場から、専門性なども生かした御一文を賜ればと考えておるところです。

それでは、先生方よろしいでしょうか。それでは、これまでとさせていただきます。

事務局におきましては、公共サービス改革報告書の取りまとめにつきまして、引き続き 作業を進めてください。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議題の5及び6に移りますが、こちらは冒頭に申し上げましたとおり、非 公開での審議となります。

(中略)

○浅羽委員長 それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。

事務局から何か付け加えることなどございますか。

- ○事務局 デジタル庁の実施要項(案)に対する御質問への回答は、実施機関等から確認 をさせていただいた後に御対応させていただきたいと思いますので、そのときはまたよろ しくお願いいたします。
- ○浅羽委員長 それでは、これで本日の監理委員会を閉会といたします。どうもありがと うございました。

一 了 —